

勤労者福祉施設再編の方針案について

地域・市民生活部 人権・男女共同参画課
商工観光部 商工労働課

1 施設位置図



2-1 施設概要①（建設年度、規模等）

3

	施設名称	所在地	建設年度	敷地面積	延床面積	構造	特記事項
勤労者福祉施設	北部 勤労青少年ホーム	吉田1丁目13-8	昭和46年度 (築50年)	2,614㎡	936㎡ (体育館：312㎡)	RC造 2階建	施設の一部 耐震性なし
	中部 勤労青少年ホーム	妻科33-1	昭和59年度 (築37年)	2,799㎡	1,077㎡ (体育館：396㎡)	S造 2階建	
	南部 勤労青少年ホーム	篠ノ井小森578	昭和55年度 (築41年)	2,600㎡	1,034㎡ (体育館：410㎡)	S造 2階建	耐震診断 未実施
	サンライフ長野 (中高年齢労働者 福祉センター)	若里6丁目7-1	昭和59年度 (築37年)	2,314㎡	1,480㎡ (体育館：430㎡)	RC造 2階建	体育館が 吊天井構造
男女共同参画施設	勤労者女性会館 しなのき	西鶴賀1481-1	平成6年度 (築27年)	1,782㎡	5,272㎡	RC造 地下1階 地上4階	
	柳町働く女性の家 ※	大字三輪1252 番地1	昭和52年度 (築44年)	1,140㎡	689㎡	S造 3階建	2階を区分 所有 耐震補強済
	南部働く女性の家 ※	篠ノ井小森585	昭和60年度 (築36年)	2,391㎡	697㎡	S造 平屋	

※ 働く女性の家は、令和4年3月末をもって、用途廃止する方針（令和3年3月30日臨時部長会議）

2-2 施設概要②（設置目的、対象者等）

	施設名称	設置目的	対象者	指定管理料 (R1)	主な事業・ 利用実態 (R1)
勤 労 者 福 祉 施 設	北部 勤労青少年ホーム	勤労青少年の福祉の 増進及び健全な育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 35歳以下の勤労者 ・ その他市長が特に認める者 	42,669千円	【講座・貸館】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各館年間延べ約25,000人が利用 ・ 貸館7割、講座3割 ・ 35歳以下の勤労者より、地域団体（中高年齢）の利用が多い。
	中部 勤労青少年ホーム				
	南部 勤労青少年ホーム				
	サンライフ長野 (中高年齢労働者 福祉センター)	中高年齢労働者の雇 用の促進及び福祉の 向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 概ね45歳以上の者 ・ その他市長が認める者 	18,827千円	【講座・貸館】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間延べ約72,000人が利用 ・ 講座6割、貸館4割
男 女 共 同 参 画 施 設	勤労者女性会館 しなのき	勤労者及び女性の福 祉増進及び男女共同 参画社会実現	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の制限なし 	19,125千円	【貸館】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間延べ約65,000人が利用
	柳町働く女性の家	女性労働者の福祉の 増進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性労働者 ・ その他市長が特に認めるもの 	28,638千円	【講座・貸館】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各館年間延べ約35,000人が利用 ・ 講座8割、貸館2割
	南部働く女性の家				

勤労者福祉施設に関する経緯

社会情勢

男女共同参画施設に関する経緯

交流や余暇の充実を通じた福祉増進

昭和45年「勤労青少年福祉法」施行

勤労青少年ホーム設置の努力義務

昭和47年「勤労婦人福祉法」施行

働く婦人の家設置の努力義務

男女平等
余暇の多様化

昭和61年「（通称）男女雇用機会均等法」
に改正

多様な働き方
男女共同参画
女性活躍
安定した雇用の確保
就労環境整備
生涯現役

平成9年「男女雇用機会均等法」改正

働く婦人の家に関する条項削除

平成27年「青少年の雇用の促進に関する
法律」に改正

勤労青少年ホームに関する条項削除

平成11年「男女共同参画社会基本法」施行

平成27年「（通称）女性活躍推進法」施行

余暇の充実 + 勤労者活躍支援

少子高齢化、人口減少社会を迎え、勤労者福祉施設においては、余暇の充実だけでなく行政として取り組まなければならない課題（安定した雇用の確保、働き方改革推進、男女共同参画推進、健康増進など）に対応する機能を有した施設へと転換する必要がある。

新たな施設が目指す姿
（コンセプト）

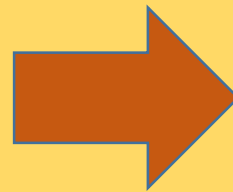
年齢や性別に関わりなく職場と家庭で活躍し、充実した職業生活と家庭生活を送ること（ワーク・ライフ・バランス実現）を支援するための事業を実施する施設

勤労青少年ホーム（3館）

中高年齢労働者福祉センター
（サンライフ長野）

働く女性の家（2館）

勤労者女性会館しなのき



（仮称）
勤労者活躍支援センター

4-2 再編の基本方針・再編後の実施事業(案) 7

方針

- 勤労者福祉施設と男女共同参画施設を一体として再編する。
 - ・ 施設配置のバランスを考慮（南部・中部・北部）
 - ・ 利用実態を踏まえたアクセスを考慮
- 新たなコンセプトを掲げ、今の時代にあったサービスを提供（名称も変更）
- 施設ごとの特徴を出すとともに、施設間での連携やサービス共有を図る。
- 青少年、女性など利用者を限定せず、幅広く利用できる施設にする。

事業

方向性	キーワード	内容
新規	働き方改革	ワークスペース（テレワーク）、セミナー、ワークショップ、講座
新規	両立支援	
拡大	男女共同参画 ジェンダー平等	セミナー、ワークショップ、講座
拡大	健康増進	セミナー、講座
拡大	就労支援	情報提供、セミナー、講座
縮小	余暇の充実	貸館、講座（カルチャーセンター的事業の縮小）

対象

方向性	ターゲット	内容
拡大	勤労者とその家族	働き方改革、両立支援、男女共同参画、健康増進、余暇の充実
新規	求職者	就労支援
新規	事業主（人事）	働き方改革、両立支援、男女共同参画

現在の施設

勤労者女性会館しなのき

RC造 築27年（新耐震）

柳町働く女性の家

S造 築44年（旧耐震）

北部勤労青少年ホーム

RC造 築50年（旧耐震） ※体育館あり

中部勤労青少年ホーム

S造 築37年（新耐震） ※体育館あり

中高年齢労働者福祉センター
（サンライフ長野）

RC造 築37年（新耐震） ※体育館あり

南部働く女性の家

S造 築36年（新耐震）

南部勤労青少年ホーム

S造 築41年（旧耐震） ※体育館あり

再編後の施設

（仮称）勤労者活躍支援センターしなのき

〔所管〕人権・男女共同参画課

〔使用施設〕

勤労者女性会館しなのき（長寿命化）

継続

（仮称）勤労者活躍支援センターA

〔所管〕商工労働課

〔使用施設〕

北部勤労青少年ホーム（建替え）

供用開始
R7.4予定

（仮称）勤労者活躍支援センターB

〔所管〕商工労働課

〔使用施設〕

南部働く女性の家（増改築・長寿命化）

供用開始
R6.4予定

中高年齢労働者福祉センター（サンライフ長野）

〔所管〕商工労働課

〔使用施設〕

中高年齢労働者福祉センター（事後保全）

当面継続し、概ね10年を
目途に統合・廃止を検討

5-1 令和3年度スケジュール（案）

	令和3年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
再編に関する対応 （商工関係）				●部長会議7月1日 （方針案決定） ●政策説明会7月6日 （方針案の説明）		●審議会 （方針案説明・意見聴取） ●市議会（委員会） （方針案と経過説明）		●部長会議11月2日 （方針決定） ●政策説明会11月8日 （方針説明）		●審議会 （方針報告） ●市議会（委員会） （方針と経過報告）		
		公マネ事前協議		予算概算要求 （南部施設改修ほか）				予算要求				
				方針案周知・意見等聴取					方針周知			
再編に関する対応 （男女関係）		利用者説明会● （柳町女性の家） 5月19日	●利用者説明会 （南部女性の家） 5月24日							●12月市議会 （女性の家廃止条例 しなのき改正条例上程）		女性の家（2館）廃止●

5-2 施設整備のスケジュール（案）

